

**2020 年度**  
**日本周産期・新生児医学会 認定外科医申請 告示**

2020 年 3 月 13 日

一般社団法人日本周産期・新生児医学会

理事長 金山 尚裕

専門医制度委員会 委員長 高橋 尚人

副委員長 左合 治彦

田口 智章

『一般社団法人日本周産期・新生児医学会認定外科医規定』に基づき、日本周産期・新生児医学会認定外科医（以下、認定外科医）の申請を下記のように実施する。

**2020 年度日本周産期・新生児医学会 認定外科医申請**

**—実施要領—**

**I. 申請資格**

1. 医師免許証（医籍）を有する。
2. 外科専門医取得のみでは申請資格を満たさず、サブスペシャリティ領域の専門医資格を取得している。
3. 申請時において継続して 3 年以上日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納している。
4. 日本周産期・新生児医学会専門医制度が認定している基幹及び指定認定施設に 3 年以上勤務している。  
※申請する時、本会の認定施設に勤務していなくても、3 年以上認定施設に勤務していた場合は申請できる。ただし、申請時に所属している施設の上長の署名が必要。
5. 申請時に申請料（3,000 円）を納付している。
6. 認定外科医規定施行細則に規定された必要症例数及び学術業績を満たしている。

**II. 申請時の注意事項**

1. 申請期間内に日本周産期・新生児医学会事務局宛てに簡易書留で送付する。
2. 申請時には 15 例(出生前診断 3 例を含む)の症例報告が必要である。  
※記載できるのは入会年月から受験年の 7 月 31 日までの経験症例である。

### Ⅲ. 申請書類

#### 1. 認定外科医申請書

- ①ヘッダーに申請者名を記入する.
- ②使用できる E-mail を必ず記載する.

#### 2. 症例要約

- ①経験症例として申請できるのは、術者、指導助手、第一助手、第二助手として担当した手術症例で、それぞれが同一症例を提出することができる.
- ②新生児手術症例は 10 例以上とし、残りの 5 症例については経験症例であれば診断のみを行った症例を記載することを認める.
- ③新生児領域のみ認定施設として承認されていて、母体・胎児領域が認定施設ではない場合は、新生児領域の経験症例を 15 例記載することを認める. 母体・胎児領域が本会の認定施設の場合は、症例要約-2 (出生前診断用) の症例を必ず 3 症例記載する.

#### 3. 指導医推薦状

指導医の署名は、申請する時点で所属している施設の指導医の署名とする。ただし、申請時に認定施設以外の施設に所属している場合は、上長の署名とする。症例要約-1 (新生児症例用) は新生児領域の指導医、症例要約-2 (出生前診断用) は母体・胎児領域の指導医の署名とする。新生児症例を 15 例提出するときは、母体・胎児領域の指導医の推薦状は不要。

#### 4. 取得単位集計表

※送付された参加章は返却しない。

5. 学術集会参加記録簿
6. 学術論文刊行記録簿
7. 医師免許証 (医籍) のコピー
8. サブスペシャルティ領域の専門医の認定証のコピー (現在有効)
9. 申請料の振込票のコピー

### Ⅳ. 申請料

3,000 円 (郵便振替で下記口座へ納入する)

郵便局 振替口座番号 00100-6-704183

口座名称 一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会  
シヤ) ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ (全てカタカナ全角)

#### 他の金融機関からの振込

ゆうちょ銀行 ○一九 (ゼロイチキユウ) 店 当座 0704183

ネットバンキングの場合の口座名称

シヤ) ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ (全てカタカナ全角)

(誤) シヤ → (正) シヤ

## V. 申請期間

2020年8月1日(土)～8月31日(月)(当日消印有効)

**※申請期間以外の申請書の提出は受け付けない。**

## VI. 申請における注意事項

1. 提出された申請書類に不備、不足等があった場合、受理しないことがある。また、訂正・再提出を求めることもあるが指定期限内に到着しない時は申請資格を失う。
2. 申請料はいかなる事由があっても返還しない。
3. 申請書の受理通知は10営業日以内にメールで送信する。受理通知が届かない場合は必ず事務局に問合せる。問合せがない場合は申請資格を失うこともある。

## VII. 合否決定

申請書類について、専門医認定委員会で協議のうえ合否の決定を行う。

## VIII. 合格発表

11月中旬に学会ホームページの「専門医関連」に会員番号で発表するので確認すること。

## IX. 登録

1. 合格者は登録料10,000円を添えて学会に登録を申請する。
2. 学会は、上記登録申請のあった者に対して、学会の認定外科医として登録するとともに認定証を交付する。登録料は「IV. 申請料」に記載している口座に納入する。

## X. その他

告示の補足や関連情報が学会ホームページの「専門医関連」に掲載されることがあるため、最新情報は学会ホームページで確認すること。

### 【書類の送付先・問合せ先】

**※認定外科医申請に関する質問はメールで問合せること。原則として電話での問合せには応じない。**

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-30 日本周産期・新生児医学会 事務局

E-mail: [senmoni@jspm.org](mailto:senmoni@jspm.org)